

警察文書細断処理仕様書

廃棄予定警察文書の細断及び再資源化処理に係る仕様は、次のとおりとする。

1 業務の内容

- (1) 文書シュレッダー機器により文書を細断処理し、細断した文書は、再資源化すること。
- (2) 発注者が集積した廃棄文書の計量を行うこと。
- (3) 計量書の発行を行うこと。
- (4) 処理した文書のリサイクル工場への搬送と、再資源化したことを証明する書類の提出を行うこと。

2 実施の日時・場所・文書の予定処理量等

別紙のとおり

(詳細な日程については、別途打ち合わせとする。)

なお、荒天等により作業ができない場合又は文書等の量が多く処理が終了しない場合のための予備日を設けること。

3 見積りの方法

処理量 1 kg 当たりの単価とする（消費税及び地方消費税については別途計上すること）。

4 その他

- (1) 直接、間接に知り得た発注者の業務の内容について、一切第三者に漏らしてはならない。
- (2) 本件業務の実施に当たっては、文書が散逸することのないよう留意し、散逸防止のために必要かつ適切な措置を講じなければならない。
- (3) 作業の工程において、発注者が指定する立会官の指示の下、廃棄文書に記された内容が、作業員及び第三者に漏れることがないように厳重に管理し、滞りなく速やかに処理しなければならない。